

託送供給等約款の認可について

2025年1月31日
関西電力送配電株式会社

当社は、2024年11月29日、電気事業法第18条第1項^{*1}に基づき、託送供給等約款^{*2}の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

[\(2024年11月29日お知らせ済み\)](#)

本日、経済産業大臣から、当社が申請した内容にて認可をいただきました。認可された主な内容は、以下のとおりです。

○認可された主な内容

(1) 災害時における特別措置の規定

国の審議会において、災害時における託送料金の減免等を規定することが整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(2) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの導入

国の審議会において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下、混雑緩和プロセス）の費用負担について、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できる等、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除すること等が整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(3) その他供給条件の見直し

1. 系統連系受電サービスにおける制限中止割引の廃止

2025年3月31日をもって系統連系受電サービスにおける制限中止割引^{*3}が廃止となるため、当該内容を供給条件に反映しました。

2. F I P 併設蓄電池の系統充電拡大にともなう系統連系受電サービス料金の取扱い

国の審議会において、2023年度以前に新規認定を受けたF I P電源に併設される蓄電池について、2025年4月ごろから系統充電が可能と整理されたことに伴い、当該蓄電池に系統充電した電気の逆潮流分（kW）に対して、系統連系受電サービス料金を申し受けることを供給条件に反映しました。

3. 翌々日計画の提出

国の審議会において、需給ひっ迫時における情報発信の重要性の高まりから、2025年度以降、翌々日断面において48点での広域予備率を算出・公表するため、翌々日計画について新たに48点での計画を提出すると整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

4. グリッドコードの見直し

国の審議会において、逆潮流のある火力発電設備の最低出力を多くとも30%以下に抑制するために必要な機能を具備する対策を行う等、系統連系技術要件の改定案が整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

○実施日

2025年4月1日より実施します。

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等、発電者の発電もしくは放電、または需要者の電気の使用を、制限もしくは中止した場合に、基本料金を割り引くもの。

以 上